

評価要領

【三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務】

1 業務実施上の条件

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び主任担当技術者（総合）が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合
- (3) 管理技術者が1名でない場合
- (4) 記載を求めた主任担当技術者が各1名でない場合
(必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障ない。)
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (6) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (7) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (8) 入札参加資格の認定を受けていない場合で、入札参加資格の認定の審査結果、資格認定がされなかった場合
- (9) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 技術提案書の特定について

- (1) 参加表明書による審査について
「参加表明書の評価基準」により評価する。
- (2) 技術提案書の特定について
「技術提案書の評価基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務プロポーザル審査委員会において、候補者として、特定者1名、次点者1名を特定する。
- (3) 特定結果の公表について
特定結果については、「技術提案書の評価結果（別紙7）」により特定された提出者名等を公表するとともに、審査委員長による講評及び技術提案書の一部（様式10）を、三次市ホームページで公表する。

3 提案者の選定基準について【別紙4（参加表明書の評価基準）】

評価点の算定は、評価係数×配点とする。（四捨五入により小数第2位までとする。）

(1) 提出者の技術力

ア 平成26年4月以降の業務の実績

事務所が過去10年間（平成26年4月以降）に、受注した実施設計業務の実績を1件、次表により評価する。

評価基準	評価係数
① 設計対象面積 10,000 m ² 以上	1.0

② 設計対象面積 5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	0.6
③ 設計対象面積 5,000 m ² 未満	0.3

(2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
電気	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士，建築設備士， 技術士（業務に係るものに限る）	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士，建築設備士， 技術士（業務に係るものに限る）	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2
道路	技術士（業務に係るものに限る）	1.0
	RCCM(専門技術部門のうち道路に合格したものに限る)	0.5

※ 海外の資格については，当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合，上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ また，評価係数の重複カウントはしない。(分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。)

※ 分担業務分野の電気に係る技術士については，第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

※ 分担業務分野の機械に係る技術士については，第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱力学」とするものに限る），上下水道部門，衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体力学」又は「熱力学」とするものに限る），上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。

※ 分担業務分野の道路に係る技術士については，第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を道路とするものに限る。）に合格したものに限る。

(3) 技術者の技術力

ア 平成 26 年 4 月以降の業務の実績

過去の実績のうち最大床面積の物件を 1 件とし，次のとおり評価する。

(ア) 同種業務＝1.0, 類似業務＝0.5 とする。

同種業務とは、小中一貫校（又は義務教育学校）の校舎を対象とした設計業務をいう。

類似業務とは、学校教育法の学校（義務教育学校を除き小学校、中学校、高等学校、中等教育学校に限る。）の校舎で延床面積 5,000 m²以上の設計業務をいう。

(イ) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又は これに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について(ア)×(イ)を算出した値（四捨五入により小数第2位までとする。）を「平成26年4月以降の業務の実績」の評価係数とする。

イ 継続教育（CPD）

前年度（4月1日～翌3月31日）において、取得したCPD取得単位を評価する。（CPD取得単位は「建築CPD運営会議」が証明する写しにより確認する。）

CPD取得時間	評価係数
12時間以上	1.0
6時間以上 12時間未満	0.6
6時間未満	0.2
取得していない	0

4 技術提案書の特定基準について【別紙5（技術提案書の評価基準）】

評価点の算定は、評価係数×配点とする。

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第2位までとする。）

評価項目	判断基準	各委員の評価係数				
		1.0	0.8	0.5	0.3	0.1
業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
学校関係者や住民をはじめとする関係者を対象とした、意見聴取や合意形成に向けた取組体制等	業務の取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性を総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

評価テーマに対する 技術提案の的確性・独 創性・実現性	設定したテーマに対する技術提 案について、的確性（与条件と の整合性が取れているか等）、独 創性（工学的見地に基づく独創 的な提案がなされているか等）、 実現性（提案が理論的に裏付け られており、説得力のある提案 となっているか等）を考慮し提 案ごとに総合的に判断する。	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い
業務見積書における 見積価格	（最低金額／当該金額）×配点					

5 表現方法について

抵触事項がある場合等は、次のとおり表現の度合いに応じて技術提案書の評価を減ずる、又は無効とし、選定、特定しない場合がある。

記載場所	許されない表現を記載した場合	特に許されない表現を記載した場合
次欄の範囲以外	抵触事項 1 箇所につき 5 点	抵触事項 1 箇所につき 10 点
様式 10 のうち、規定 する範囲（300 平方 センチメートル以内 の大きさで位置は任 意）	抵触事項 1 箇所につき 10 点 （記載範囲が規定する範囲を超える場合は、抵触事項 1 箇所として 10 点の減点とする。）	

6 表現の許容範囲の取扱いについて

技術提案書への表現例は、次表のとおり。

記載場所	許される表現例	許されない表現例
様式 9	①のとおり	②のとおり （抵触事項がある場合は評価を減ずる。）
様式 10 のうち次欄以 外の範囲	①のとおり	②のとおり （表現方法が許容範囲を超える場合は評価を減ずる。）
様式 10 のうち、規定す る範囲（300 平方センチ メートル以内の大きさ で位置は任意）	②のとおり	— 記載範囲が規定する範囲を超える場合は評価を減ずる。

許容される表現と許容されない表現の具体例

(1) 平面イメージ図

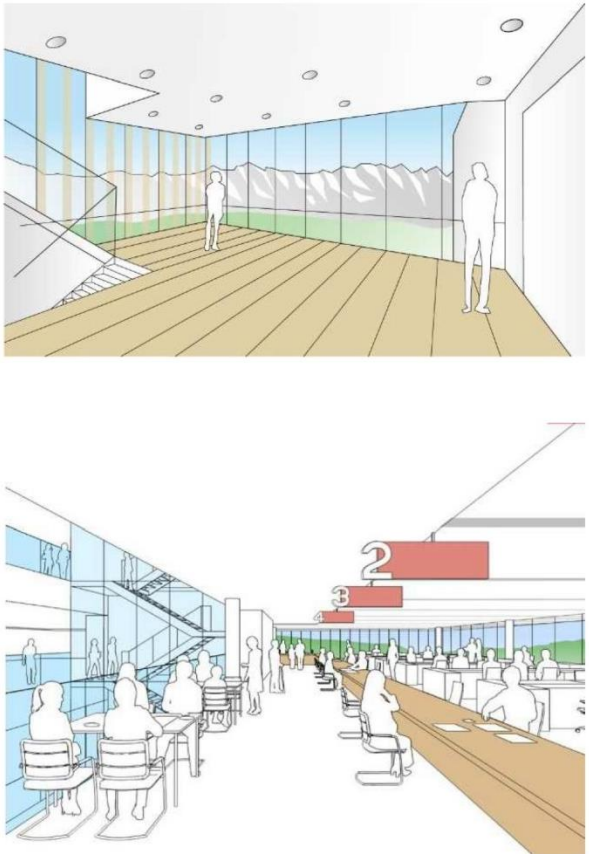
①	②
(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)	建物の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。
建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。	大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

①	②
 	 
景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。	簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

[illegible]

(4) 内観イメージ図

①	②
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。